

行 政 監 查

目 次

行政監査結果報告書

| | |
|------------------------------|---|
| 第1 監査のテーマ及び実施概要 | 1 |
| 1 監査のテーマ | 1 |
| 2 監査の目的 | 1 |
| 3 監査の実施概要 | 1 |
| (1) 監査の着眼点 | 1 |
| (2) 監査の対象及び実施方法 | 1 |
| (3) 監査の実施期間 | 1 |
| 第2 監査の結果 | 2 |
| 1 A E Dの設置状況等 | 2 |
| (1) 部局等ごとのA E Dの設置状況及び使用実績 | 2 |
| (2) A E Dの調達方法，耐用年数等 | 3 |
| (3) A E Dの保守点検の実施状況 | 3 |
| (4) A E Dの消耗品の点検及び交換時期等の管理状況 | 4 |
| (5) A E Dの操作方法の講習等の実施状況 | 4 |
| 第3 意見 | 5 |
| 1 A E Dの設置，保守点検や消耗品等の管理について | 5 |
| (1) 設置場所等 | 5 |
| (2) 点検担当者の配置 | 5 |
| (3) 消耗品の管理 | 6 |
| 2 A E Dの調達等について | 6 |
| 3 A E Dの操作方法の講習等について | 6 |

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び実施概要

1 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理の状況について

2 監査の目的

AED（自動体外式除細動器。以下「AED」という。）は、平成16年7月1日付け各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知（医政発第0701001号）により、医師や救急救命士以外でも使用できるようになったことから、公共施設等を中心に普及が進み、現在では多くの市有施設にも設置されている。

しかしながら、AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）に指定されており、適切な保守・管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。

このため、AEDを適正に使用するには、適正な場所への設置や設置場所の表示・周知のほか、AEDの保守・管理や操作方法の講習等が必要であり、これらの項目の一つでも欠けば、いざというときにAEDの適正な使用ができなくなり、助かる命が助けられなくなることにもなりかねない。

これらのことから、AEDの管理及び講習等については、厚生労働省から「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日。以下「厚労省通知」という。）や「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」（平成25年9月27日（平成30年12月25日補訂）。以下「ガイドライン」という。）などが示されている。

こうした状況を踏まえ、市が設置及び管理するAEDの状況を調査し、今後のAEDの管理等の改善に資することを目的に監査を実施することとした。

3 監査の実施概要

(1) 監査の着眼点

監査に当たっては、合規性、経済性及び有効性の観点から、以下の項目に着眼して実施した。

ア AEDの設置は適正に実施され、保守点検、消耗品の点検及び交換時期の管理は適切に実施されているか

イ AEDの調達等は適切なものとなっているか

ウ AEDの操作方法の講習等は適切に実施され、有効に活用されているか

(2) 監査の対象機関及び実施方法

令和3年度定期監査等において対象となる6部2局を対象とし、調査表による調査及び現地調査を行い、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

(3) 監査の実施期間

令和3年9月1日から令和4年3月29日まで

第2 監査の結果

1 AEDの設置状況等

(1) 部局等ごとのAEDの設置状況及び使用実績

市の部局等ごとのAEDの設置場所及び設置数は、表1のとおりであり、令和3年12月末現在、8部局等に設置されたAEDは計64台となっており、これらAEDの設置に当たっては、ガイドラインに基づき設置され、一般財団法人日本救急医療財団ホームページのAEDマップに登録されるとともに本市ホームページにも掲載されるなどしている。

また、上記AED64台における令和2年度の使用実績は、表2のとおり、7台に使用実績があり、うち中央消防署及び中央消防署西出張所に設置された2台は複数回の使用実績となっており、いずれも消防局が保有するものである。

表1 部局等ごとのAEDの設置場所及び設置数 (単位：台)

| 部局等 | 課等 | 設置場所 | 設置数 | |
|-------|-------------|-------------------------------------|-----|----|
| | | | 部局 | 課等 |
| 総務部 | 総務課 | 本庁，第二庁舎，たかじょう庁舎 | 3 | 3 |
| 防災対策部 | 地域防災推進課 | 種崎地区舟倉津波避難センター， 種崎地区貴船ノ森津波避難センター | 2 | 2 |
| 財務部 | | | 0 | 0 |
| 市民協働部 | 地域コミュニティ推進課 | 各ふれあいセンターなど | 17 | 16 |
| | 斎場 | 斎場 | | 1 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 | 土佐山へき地診療所 | 16 | 1 |
| | 高齢者支援課 | 一宮老人福祉センターなど | | 9 |
| | 障がい福祉課 | 障害者福祉センターなど | | 5 |
| | 地域保健課 | 保健福祉センター | | 1 |
| 環境部 | 環境業務課 | クリーンセンター | 2 | 1 |
| | 清掃工場 | 清掃工場 | | 1 |
| 上下水道局 | 水道局総務課 | 上下水道局本庁舎 | 1 | 1 |
| 消防局 | 消防局（消防団係含む） | 消防局（4），消防団係（1） | 23 | 5 |
| | 中央消防署 | 中央消防署（3），西出張所（2） | | 5 |
| | 北消防署 | 北消防署（3），旭出張所（2） | | 5 |
| | 東消防署 | 東消防署（3），東部出張所（1），三里出張所（2） | | 6 |
| | 南消防署 | 南消防署（2） | | 2 |
| 設置数計 | | | 64 | 64 |

※ 総務部文化振興課（旧生涯学習課）及び民権・文化財課並びに市民協働部スポーツ振興課については、AEDを所有、管理又は所管しているが、令和2年度に定期監査実施済みのため対象外。

※ 消防局の23台のうち消防団係の1台以外は業務用途で設置。

表2 AEDの使用実績 (単位：台)

| | | | |
|---------------|--------|----|----|
| 令和2年度のAED使用実績 | 使用実績なし | 57 | 64 |
| | 1回使用 | 5 | |
| | 2回以上使用 | 2 | |

(2) AEDの調達方法、耐用年数等

各部局等が保有するAEDの調達方法、耐用年数等は、表3のとおりであり、調達方法についてはリースが最も多く、耐用年数については5年から7年が多くなっている。

そして、これらの調達については、各部局の課等が具体的な設置箇所、数量を決定し、購入、リース等の調達方法等を決定している。

表3 AEDの調達方法、耐用年数等

(単位：台)

| | | | |
|-------|-------------------|----|----|
| 設置者 | 高知市 | 57 | 64 |
| | 指定管理者 | 7 | |
| 調達方法 | 購入 | 9 | 64 |
| | レンタル | 8 | |
| | リース | 43 | |
| | 寄贈 | 4 | |
| 設置の表示 | 表示している | 41 | 64 |
| | 表示していない | 23 | |
| | ※23台中22台は消防局の業務用途 | | |
| 耐用年数 | 5年 | 21 | 64 |
| | 6年 | 12 | |
| | 7年 | 25 | |
| | 8年以上 | 6 | |

調達費用についてみると、表4のとおりであり、調達方法や耐用年数、仕様等により異なっているが、耐用年数を考慮した月額当たりでみると、おおむねレンタルやリースが経済的となっており、また、レンタルやリースの場合は、購入と異なり保守・点検や消耗品の交換業務等が含まれているものが多くなっている。

表4 AEDの調達費用

| 調達方法 | 最低価格（税込） | 最高価格（税込） |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 購入 (9台) | 144,586円 1,721円/月 (耐用年数：7年) | 324,000円 4,500円/月 (耐用年数：6年) |
| レンタル (8台) | 495円/月 (耐用年数：7年) | 2,310円/月 (耐用年数：6年) |
| リース (43台) | 2,512円/月 (耐用年数：7年) | 4,730円/月 (耐用年数：5年) |

(3) AEDの保守点検の実施状況

厚労省通知によれば、AEDの保守点検については、インジケータランプの色や表示により正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされており、不具合等が発見された場合には、速やかに修理、交換等を行うことが求められている。そこで、各部局等が設置したAEDの点検担当者の配置状況、点検の実施状況について調査したところ、表5のとおりであり、点検担当者を配置していなかったもの及び点検を全くしていなかったものが見受けられた。

表5 AEDの保守点検の状況

(単位：台)

| | | | |
|----------|---------------|----|----|
| 点検担当者の配置 | 配置している | 39 | 64 |
| | 配置していない | 25 | |
| 点検の実施頻度 | 毎日 | 46 | 64 |
| | 毎週 | 6 | |
| | 毎月 | 6 | |
| | 点検していない | 6 | |
| 点検の内容 | インジケータ・消耗品の確認 | 40 | 58 |
| | インジケータの確認のみ | 17 | |
| | 消耗品の確認のみ | 1 | |
| 点検の実施者 | 施設職員 | 39 | 58 |
| | レンタル（リース）会社 | 16 | |
| | その他 | 3 | |
| 点検の結果の記録 | 記録している | 41 | 58 |
| | 記録していない | 17 | |

(4) AEDの消耗品の点検及び交換時期等の管理状況

AEDには、電極パッドやバッテリー等の消耗品があり、厚労省通知によれば、消耗品の点検や交換時期については、表示ラベルを取り付けるなどして適切に管理することが求められている。そこで、消耗品の管理について調査したところ、表6のとおりであり、おおむね適切に管理されていたが、中には表示ラベルのないものも見受けられた。

表6 AEDの消耗品の表示状況等

(単位：台)

| | | | |
|-------------|------------------|----|----|
| 消耗品交換時期等の表示 | AED本体に表示 | 27 | 64 |
| | 収納ケースに表示 | 36 | |
| | 表示していない | 1 | |
| 消耗品の交換費用 | 施設予算で交換 | 3 | 64 |
| | 主管課予算で交換 | 6 | |
| | レンタル（リース）会社費用で交換 | 50 | |
| | その他 | 5 | |

(5) AEDの操作方法の講習等の実施状況

AEDは、前記のとおり、高度管理医療機器等であることから、適正な使用のためには操作方法の講習等が必須なものとなっている。そこで、講習がどのように実施されているかなどについて調査したところ、表7のとおりであり、納入時にのみ実施したもの、2年に1回実施しているもの及び全く実施していないものが34台と約半数となっている。

表7 AEDの講習の実施状況

(単位：台)

| | | | |
|-------------|-----------------|----|----|
| AEDの操作方法の講習 | 施設の職員全員に年1回実施 | 4 | 64 |
| | 施設のAED担当者に年1回実施 | 1 | |
| | AED操作方法の指導者資格取得 | 23 | |
| | その他の方法で実施 | 2 | |
| | 納入時（設置時）に実施 | 23 | |
| | 2年に1回実施 | 3 | |
| | 実施していない | 8 | |
| AEDの講習の実施主体 | 施設 | 3 | 56 |
| | レンタル（リース）会社 | 24 | |
| | 寄贈時に寄贈者が実施 | 4 | |
| | 購入時に販売会社が実施 | 2 | |
| | 消防学校等 | 23 | |

第3 意見

監査した結果、厚労省通知やガイドラインで定められたAEDの設置者等が行うべき事項等について、取組等が十分でないものが認められた。

については、監査で確認された課題等を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

1 AEDの設置、保守点検や消耗品等の管理について

(1) 設置場所等

AEDの設置場所におけるAEDの設置の表示がなされていないものが見受けられた。

ガイドラインでは、AEDの施設内での配置方法として、心停止から5分以内に電気ショックが可能で、分かりやすい場所に設置し、施設案内図へのAED配置図の表示等によりAED設置場所の周知を行うとともに、誰もがAED設置情報にアクセス可能で再利用可能な形で、地域のAED設置情報を積極的に住民に情報提供することが望ましいとされている。

また、AEDの設置場所等に関する情報については、一般財団法人日本救急医療財団や本市ホームページに掲載されるなどしているが、本市ホームページでの掲載場所が検索しづらいものとなっており、また、その情報は、年1回の更新のため、今回の監査での調査内容と相違しているものも見受けられた。

AEDの設置の表示に当たっては、より分かりやすい表示法を工夫したり、本市ホームページでのAEDの設置場所等に関する情報を随時更新したりするなどして、AEDがより有効に活用できるよう取り組まれない。

(2) 点検担当者の配置

点検担当者を配置していないもの、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に点検していないもの、点検を全くしていないもの及び点検の結果の記録をしていないものが見受けられた。

点検担当者を配置していない主なものは、ふれあいセンター及び老人福祉センターに設置しているものである。

また、点検を全くしていないAEDは6台あったが、その全てが寄贈又は購入により設置しているものである。

厚労省通知やガイドラインでは、AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させることとされている。また、点検担当者は、AEDが正常に使用可能な状態であることを日常的に確認し、それを記録するとともに、電極パッド等の消耗品の管理等を行うこととされている。

購入又は寄贈による設置の場合は、保守点検や消耗品の確認等を別途契約するか自ら行わなければならないが、これら点検等を実施していない場合にはAEDが適正に使用できなくなるおそれがある。

点検を日常的に実施していないものも含め、点検担当者を配置して日常点検を実施するとともに、その結果を記録するようにされたい。

(3) 消耗品の管理

AED本体や収納ケースに、消耗品である電極パッドやバッテリーの交換時期等を表示していないものが見受けられた。

厚労省通知では、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされている。

消耗品については、交換時期等を表示し、日頃から交換時期を把握することによって交換を適切に実施できるようにされたい。

2 AEDの調達等について

AEDの調達は購入、レンタル、リース及び寄贈の方法で実施されているが、各課等で実施しているため、調達方法等が区々となっている。

AEDの調達等に当たっては、最少の経費で最大の効果が得られる調達方法の検討や共同での契約など、効果的な事務に取り組まされたい。

3 AEDの操作方法の講習等について

AEDの操作方法の講習を、AEDの納入時（設置時）に実施したのみで後は実施していないもの、2年に1回実施しているもの及び講習を全く実施していないものが見受けられた。

AEDは、前記のとおり、高度管理医療機器等であり、ガイドラインによれば、AEDを有効に活用するために教育と訓練が必要であるとされている。

AEDの講習等については、消防局のように職員が指導者資格を取得している一方、2年に1回や全く実施していない部局等も見受けられることから、AEDを有効に活用するためにも、より積極的に講習を行うようにされたい。